平成２６年（フ）第３０９号
北海道上川郡美瑛町本町３丁目２番10号
債務者　関村　京子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６６号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5501番地１、前住所愛知県名古屋市名東区香流１丁目1107番地　ゴールドパレス香流202号
債務者　青木麻衣子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８２号
栃木県日光市文挟町299番地３
債務者　菅　　英夫
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８３号
栃木県日光市文挟町299番地３
債務者　菅　　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８４号
栃木県宇都宮市西原町602番地16
債務者　曽我恵美子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９７号
栃木県宇都宮市下栗１丁目19番地　下栗市営住宅７号棟32号室
債務者　齋藤さゆり
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０７号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅４号棟31号室
債務者　江連　祐子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７７号
岡山県倉敷市児島田の口１丁目９番19号
債務者　阿部　康治
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０２号
岡山県赤磐市周匝1025番地５
債務者　江田　明雄
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０８号
岡山市中区八幡147番地１八幡第１コーポ106号
債務者　岩本　孝一
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２２号
岡山市中区中井231番地６グランドール中井Ｂ202
債務者　蕪木　大介
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２８号
岡山県倉敷市林2066番地３、住民票上の住所岡山県倉敷市林2052番地１フェリニテ106号室
債務者　岡本由貴恵
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６８号
岡山市東区瀬戸町瀬戸164番地３丸藤ビル３Ｆ302号、旧住所岡山県赤磐市山陽６丁目７番３－６号
債務者　井原　孝夫
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１０４９号
名古屋市南区元塩町２丁目４番地の７
破産者　西山載順こと　安　　載順
1　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
2　一般調査期日　平成27年１月29日午前11時
平成26年11月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０７２号
大阪府箕面市船場西３－５－８、住民票上の住所大阪府箕面市如意谷３丁目５番10号
破産者　上岡工業こと　上岡　俊介
1　破産債権の届出期間　平成26年12月10日まで
2　一般調査期日　平成27年１月22日午後３時30分
平成26年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４号
秋田県横手市横手町字上真山46番地５
破産者　柴田　和志
1　破産債権の届出期間　平成26年12月12日まで
2　一般調査期日　平成27年１月27日午前10時30分
平成26年11月６日　秋田地方裁判所横手支部